

厚木市リフレッシュ休暇取扱基準

1 目的

この基準は、職員にリフレッシュ休暇を付与することにより、職員の厚生を充実するとともに、心身のリフレッシュを図り、もって今後の公務能率の増進に寄与することを目的とする。

2 対象者

- (1) 厚木市職員表彰規程（昭和 55 年厚木市訓令第 3 号）に基づく勤続表彰の被表彰者
- (2) 厚木市に 10 年間勤務した者
- (3) 厚木市職員厚生会給付規程に基づく銀婚祝金の被給付者

3 休暇の日数及び期間

該当職員		日数	期間
厚木市職員表彰規程に基づく勤続表彰の被表彰者	30 年勤続	6 日	職員表彰式の翌日から翌年度の末日まで
	20 年勤続	5 日	
10 年間勤務した者		4 日	職員表彰式の翌日から翌年度の末日まで
厚木市職員厚生会給付規程に基づく銀婚祝金の被給付者		3 日	銀婚を迎えた日から 1 年以内

4 休暇の取扱い

リフレッシュ休暇については、厚木市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和 43 年厚木市条例第 32 号）第 11 条に規定する特別休暇とする。

附 則

- 1 この基準は、平成 20 年 1 月 31 日から適用する。
- 2 リフレッシュ休暇実施要領（平成 4 年 2 月 1 日施行）は、廃止する。